恩 給 関 係 費

（Ⅰ） 決 算 の 概 要

令和７年度における恩給関係費の予算現額は　63,129,310 千円

であって、その内訳は

歳出予算額　62,529,394 千円

当初予算額　62,253,707 千円

予算補正追加額　601,029 千円

予算補正修正減少額　325,342 千円

前年度繰越額　599,916 千円

であり、予算補正追加額は、「強い経済」を実現する総合経済対策の一環として、防災・減災・国土強靱化を推進するため施行する昭和館の施設整備に必要な経費等を補正追加したものであり、予算補正修正減少額は、遺族及び留守家族等の援護に必要な既定予算の不用額等を修正減少したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は　56,724,266 千円

翌年度繰越額は　603,249 千円

不用額は　5,801,794 千円

であって、翌年度繰越額は、厚生労働省所管の施設整備費において、計画に関する諸条件により事業の実施に不測の日数を要したため、年度内に支出を終わらなかったこと等によるものであり、不用額は、総務省所管の恩給費において、普通扶助料及び公務関係扶助料の受給者数が予定を下回ったこと等により、旧軍人遺族等恩給費を要することが少なかったこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、次のとおりである。

（単位　千円）

事　　項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	差　引　額	歳出予算現額に対する支出済歳出額の割合　（%）
文官等恩給費	3,954,401	3,954,401	3,715,105	—	239,295	93
国会議員互助年金	1,486,244	1,486,244	1,374,793	—	111,450	92
文官等恩給費	1,502,157	1,502,157	1,374,312	—	127,844	91
文化功労者年金	966,000	966,000	966,000	—	—	100
旧軍人遺族等恩給費	52,135,353	52,135,353	47,198,088	—	4,937,264	90
普通扶助料	39,425,992	39,425,992	35,492,479	—	3,933,512	90
公務関係扶助料	10,025,613	10,025,613	9,457,220	—	568,392	94
その他	2,683,748	2,683,748	2,248,389	—	435,358	83
恩給支給事務費	485,636	485,636	438,317	—	47,318	90
遺族及び留守家族等援護費	5,954,004	6,553,920	5,372,755	603,249	577,915	81
戦傷病者戦没者遺族年金等	3,437,914	4,026,065	2,943,568	584,002	498,494	73
遺族年金	812,202	812,587	781,478	—	31,108	96
遺族給与金	812,198	813,689	805,636	4,096	3,956	99
障害年金	689,551	689,551	646,578	—	42,972	93
その他	1,123,963	1,710,238	709,874	579,906	420,457	41
戦傷病者等療養給付	247,117	247,117	221,080	13,351	12,685	89

（単位　千円）

事　　項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	差　引　額	歳出予算現額に対する支出済歳出額の割合（%）
特別給付金等支給事務費	1,175,897	1,175,897	1,149,209	5,896	20,791	97
中国残留邦人等支援事業費	1,092,537	1,104,302	1,058,358	—	45,943	95
戦傷病者等無賃乗車船等負担金	539	539	538	—	0	99
計	62,529,394	63,129,310	56,724,266	603,249	5,801,794	89
（令和6年度計）	77,565,866	77,860,831	70,821,126	599,916	6,439,788	90
（令和5年度計）	96,882,872	97,303,782	88,774,820	294,965	8,233,996	91

（Ⅱ）　経費の概要及び事業実績

（1）　文官等恩給費

この経費は

（イ）「国会議員互助年金法を廃止する法律」(平18法1)附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる廃止前の「国会議員互助年金法」(昭33法70)等に基づいて、退職した国会議員及びその遺族に支給する年金

（ロ）「恩給法」(大12法48)等に基づいて、退職した文官、教育職員、警察監獄職員及び待遇職員並びにこれらの遺族に支給する年金

（ハ）「文化功労者年金法」(昭26法125)に基づいて、文化の向上発展に関し特に功績顕著な者を顕彰するために支給する年金

に要した経費である。

実績では、文官等恩給費として3,715,105千円を支給した。

年金等の新規裁定による増加、失権に伴う減少等を織り込んで算定した受給者数の予定と実績は、次のとおりである。

（単位　人）

区　分	受給者数		区　分	受給者数	
	予　定	実　績		予　定	実　績
国会議員互助年金	541	473	その他	244	205
普通退職年金	260	207	文化功労者年金	275	276
遺族扶助年金	281	266	人文科学部門	—	43
互助一時金	—	—	自然科学部門	—	95
文官等恩給	1,344	1,184	文芸部門	—	20
普通扶助料	1,100	979	芸術その他の部門	—	118

（2）　旧軍人遺族等恩給費

この経費は、「恩給法」等に基づいて、旧軍人及びその遺族等に支給する普通恩給、増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給、普通扶助料、公務扶助料、特例扶助料、傷病者遺族特別年金、一時恩給及び一時金に要した経費である。

実績では、旧軍人遺族等恩給費として47,198,088千円を支給した。

旧軍人遺族等恩給の新規裁定による増加、失権に伴う減少等を織り込んで算定した受給者数の予定と実績は、次のとおりである。

（単位　千人）

区分	受給者数	
	予定	実績
普通扶助料	60	52
公務関係扶助料	5	4
その他	4	3
計	70	61

（3）　恩給支給事務費

この経費は、文官、旧軍人及びその遺族等に対する恩給並びに国会議員互助年金の支給事務等を処理するために要した経費である。

実績では、恩給支給事務費として 438,317 千円を支出した。

（4）　遺族及び留守家族等援護費（実績額 5,372,755 千円）

この経費は、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」（昭 27 法 127）に基づく遺族年金の支給等、「戦傷病者特別援護法」（昭 38 法 168）に基づく療養の給付等、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」（平 6 法 30）に基づく中国残留邦人等に対する一時金の支給等に要した経費であり、執行結果の概要は、次のとおりである。

（イ）　戦傷病者戦没者遺族年金等

「戦傷病者戦没者遺族等援護法」に基づく遺族年金、遺族給与金等及びこれらの裁定事務等として 2,943,568 千円を支出した。

（遺族年金受給者数（軍属・軍人））

（単位　人）

区分	6年度末人員	7年度末人員
先順位者	525	418
後順位者	—	—
計	525	418

（遺族給与金受給者数（準軍属））

（単位　人）

区分	6年度末人員	7年度末人員
先順位者	606	531
後順位者	6	6
計	612	537

（障害年金受給者数）

（単位　人）

区分	6年度末人員			7年度末人員		
	軍属・軍人分	準軍属分	計	軍属・軍人分	準軍属分	計
特別項症	1	—	1	1	—	1
第1〃	1	5	6	—	3	3
第2〃	1	8	9	1	7	8
第3〃	3	14	17	3	12	15
第4〃	—	33	33	—	28	28
第5〃	5	45	50	4	38	42

（単位　人）

区分	6年度末人員			7年度末人員		
	軍属・軍人分	準軍属分	計	軍属・軍人分	準軍属分	計
第6項症	1	30	31	—	26	26
第1款症	3	21	24	1	17	18
第2〃	1	24	25	1	16	17
第3〃	—	33	33	—	30	30
第4〃	—	24	24	—	19	19
第5〃	2	59	61	1	48	49
計	18	296	314	12	244	256

（ロ）　戦傷病者等療養給付

「未帰還者留守家族等援護法」（昭28法161）に基づく留守家族手当等及びこれらの支給事務、「未帰還者に関する特別措置法」（昭34法7）に基づく弔慰料及びこれらの支給事務並びに「戦傷病者特別援護法」に基づく療養の給付及びこれらの給付事務等として221,080千円を支出した。

（療養患者数）

（単位　人）

区分	入院	通院	計
6年度末患者数	—	12	12
7年度末患者数	—	6	6

（補装具の支給・修理状況）

（単位　件）

区分	支給	修理	計
3年度	16	9	25
4年度	12	9	21
5年度	5	6	11
6年度	5	5	10
7年度	8	1	9

（戦時死亡宣告審判申立及び確定者数）

（単位　人）

区分	審判申立			審判確定		
	未復員者	未帰還邦人	計	未復員者	未帰還邦人	計
3年度	—	—	—	—	—	—
4年度	—	—	—	—	—	—
5年度	—	—	—	—	—	—
6年度	—	—	—	—	—	—
7年度	—	—	—	—	—	—

（ハ）　特別給付金等支給事務費

「引揚者給付金等支給法」（昭32法109）、「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」（昭38法61）、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」（昭40法100）、「戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法」（昭41法109）及び「戦没者の父母等に対する特別給付金支給法」（昭42法57）に基づく特別給付金等の支給事務費として1,149,209千円を支出した。

（ニ） 中国残留邦人等支援事業費

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく中国残留邦人等に対する一時金の支給等に要した中国残留邦人等支援事業費として 1,058,358 千円を支出した。

（永住帰国者等数）

（単位　人）

区　　分	5 年 度	6 年 度	7 年 度
永住帰国者	3	1	1
一時帰国者（往復）	52	120	112
訪日調査孤児	—	—	—
その他	12	26	17

（ホ） 戦傷病者等無賃乗車船等負担金

戦傷病者等無賃乗車船等負担のため 538 千円を支出した。

（戦傷病者等の旅客鉄道株式会社の鉄道等への無賃乗車船者数）

（単位　延人）

区　　分	乗車船者数
6 年 度	179
7 年 度	116